

第五十四号

徳島県港湾施設管理条例の一部改正について

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年二月二十三日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

徳島県港湾施設管理条例（昭和三十年徳島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表中「泊地」の下に「（小型船舶用泊地を除く。注第一項において同じ。）」を加え、

一隻	一隻
一係留一日	一係留一日
六、〇〇〇	三、〇〇〇
―	―

を

係船浮標	五、〇〇〇トン以下の船舶の係留
	五、〇〇〇トンを超える船舶の係留
小型船舶用泊地	二〇トン未満の船舶の係留

一隻	一隻
一係留一日	一係留一日
六、〇〇〇	三、〇〇〇
―	―

船舶の長さ一メートル	一月	五〇〇	四二五	使用者が設置する浮棧橋を併せて使用する場合の金額は、船舶の長さに浮棧橋の長さを加えたものを船舶の長さとしみなして計算する。

に改め、同一の注第三項中「トン数、」の下に「船舶の長

さ、」を加える。

**附則**

この条例は、平成二十四年五月一日から施行する。

**提案理由**

徳島小松島港万代地区及び中洲地区に小型船舶用泊地を新設することに伴い、その使用料の額を定める必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。